

## 6. 公益社団法人 大阪府理学療法士会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、本会定款細則Ⅲ「会費に関する項」に定める入会金及び会費の納入等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び会費)

第2条 会員は、本会定款細則Ⅲ「会費に関する項」に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(入会金の納入)

第3条 本会に入会する場合、入会申込書の提出とともに入会金を納入しなければならない。

(会費の納期)

第4条 会員は、当年度入会者を除き前年度の3月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費納入)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、年額の全額とする。

2 中途入会をする場合、入会金及び会費を納入し、理事会にて入会を承認された日から会員とする。

(入会金及び会費の免除)

第6条 理事会は、免除すべき相当の事由があると認める正会員については、定款細則Ⅲ第2条及び第4条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(会費の免除)

第7条 以下に該当する者については、会費の額を免除する。

(1) 育児休業中の正会員は、当該児の育児休業に関して1回に限り、年会費を免除する。  
なお、育児休業期間の長短を問わず、多胎で育児休業期間が同一の場合の免除は1回とする。

(2) 名誉会員は、会費を免除する。

2 前項第1号に定める会費の免除を受けようとする正会員は公益社団法人日本理学療法士協会に対し、所定の手続きをもって申請しなければならない。

3 第1項各号に定める会費の免除は、本会年会費や研修会参加費等、本会に対して何らかの未払い金がある会員には適用しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年7月15日から一部改正により施行する。
- 4 この規程は、令和4年4月1日から一部改正により施行する。